

# 国の研究開発評価に関する 大綱的指針の概要

平成21年1月25日

第82回 総合科学技術会議 評価専門調査会

# 国の研究開発評価に関する大綱的指針の概要

## ○大綱的指針の目的

各府省等が行う研究開発の評価について、行政各部の施策の統一を図る観点から、基本的な方針を定める（各府省はそれに沿って、評価方法等を定めた具体的な評価指針を策定する）

## ○大綱的指針の概要

### 基本的考え方

#### 評価の意義

評価結果を次の段階の研究開発に連続してつなげる(PDCAサイクル)

公正な評価による競争的で開かれた研究開発環境の創出

支援的な評価による研究開発の質や研究者の意欲の向上等

評価結果の公表による国費投入に関する国民への説明責任を果たす

評価結果の予算、人材等の資源配分に反映

研究開発成果の国民・社会への還元

より良い政策・施策の形成

研究開発の効果的・効率的推進

評価関係者の責務

効果的・効率的な評価の実施

評価実施体制の確立

評価の国際的水準の向上

### 対象別評価の実施

研究開発課題

研究開発施策

研究開発機関等

研究者等の業績

評価の実施主体

課題、制度、施策を実施する府省又は研究開発法人等

研究開発機関の長

評価者の選任

外部評価を原則、十分な評価能力を有する専門家等を選任、利害関係者を含めず

機関の長がルールを整備

評価の実施時期

開始前の評価、終了時の評価、中間評価、追跡評価

一定期間ごとに評価

評価方法

評価手法、評価項目・基準等を明確に設定、自己点検結果を評価に活用

研究開発の実施・推進と機関運営の両面からの評価

研究実績の他、企画・管理、標準化寄与等も評価

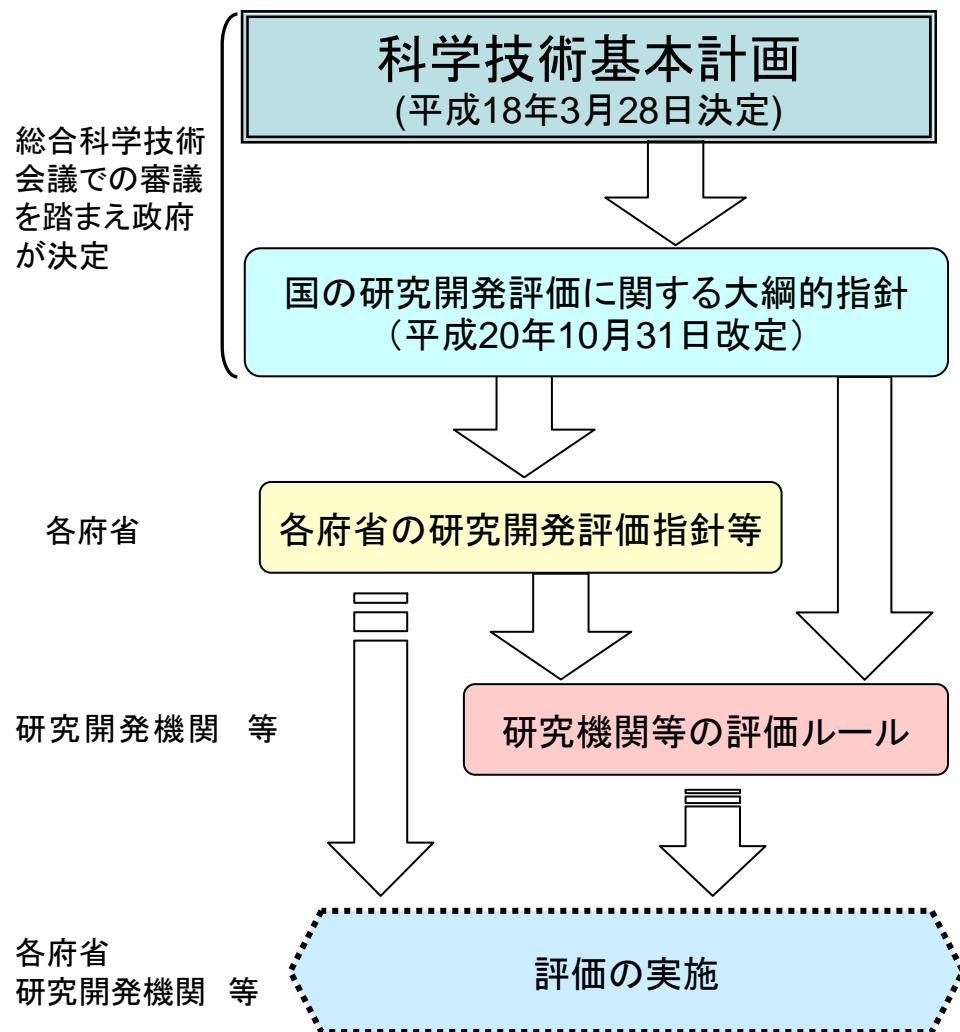
評価結果の取扱い

企画立案、機関運営、資源配分等を通じて次の段階につなげる、評価情報を国民へ積極的に発信する

処遇や研究費の配分等に反映(インセンティブ)

# 国の研究開発評価に関する大綱的指針に則った評価の流れ

## 評価の流れ



## 各府省の研究開発評価に関する指針一覧

- 文部科学省における研究及び開発に関する評価指針 (平成21年2月改定)
- 経済産業省技術評価指針 (平成21年3月改定)
- 厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針 (平成21年12月改定)
- 農林水産省における研究開発評価に関する指針 (平成18年3月改定)
- 総務省情報通信研究評価実施指針 (平成21年10月改定)
- 国土交通省研究開発評価指針 (平成14年6月制定)
- 環境省研究開発評価指針 (平成21年8月改定)
- 防衛省研究開発評価指針 (平成21年8月改定)
- 消防庁研究開発評価実施指針 (平成18年8月制定)
- 法務総合研究所研究評価実施要領 (平成19年12月改定)
- 財務省関税中央分析所・研究評価実施要領 (平成19年3月改定)

# 国の研究開発評価に関する大綱的指針改定(H20.10.31)のポイント

## 1. 改定の経緯

研究開発力強化法<sup>(注)</sup>の制定などによる研究開発強化への取組の推進に対応して、より実効性の高い研究開発評価の実施推進を図るため、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を見直し(平成20年10月31日 内閣総理大臣決定)。

(注) 研究開発システムの改革の推進等による研究開発力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号)

## 2. 研究開発評価における主な問題点

- 評価結果が生かされず、次の研究開発につながらない
- 被評価者や評価者の評価作業での負担感が増大
- 評価の視点における国際性の欠如

## 3. 改定のポイント

### (1) 評価結果を次の研究開発につなげ、成果の国民社会への還元を迅速化

- 評価結果を次の研究開発に切れ目なくつなげるために、事後の評価を終了前に実施。
- 評価結果の研究開発制度・機関間での相互活用等を推進。

### (2) 被評価者の積極的関与を促進して評価を効率化

- 被評価者が事前に明確に立てた目標に対して達成度を自己点検し、評価者が確認。
- 副次的な効果を含めた成果を評価。

### (3) 研究開発の国際水準の向上や国際競争力強化の視点からの評価を重視

- 目標や成果を国際的な水準に照らして評価。
- 外国人研究者を評価者として活用。

## 4. 改定後の対応

大綱的指針の改定を関係大臣に通知。

各府省は、大綱的指針に沿った評価指針等を策定し、評価を実施。